

公 告

令和 5 月 9 月 2 8 日

航空自衛隊
西部航空警戒管制団司令

1 募集要項

航空自衛隊春日基地における自動販売機の設置及び経営

2 応募資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

3 設置方法

国有財産法第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

4 設置場所

航空自衛隊春日基地 北 地 区 福岡県春日市原町 3－1－1
南 地 区 福岡県春日市春日公園 6－2
飛行場地区 福岡県福岡市博多区大字東平尾 1 0 2 4

5 設置機種及び台数

飲料自動販売機 3 2 台（内訳 北地区 2 0 台 南地区 6 台 飛行場地区 6 台）
食品自動販売機 2 台（内訳 南地区 1 台 飛行場地区 1 台）

6 募集要領の配布

- (1) 期 間 令和 5 年 1 0 月 2 日（月）から令和 5 年 1 0 月 1 6 日（月）
（午前 9 時から午後 5 時まで）
- (2) 場 所 航空自衛隊春日基地 基地業務群業務隊厚生班事務室
※航空自衛隊春日基地のホームページからダウンロードできます。

7 その他

細部事項は募集要領による。

8 問い合わせ先

〒816-0804 福岡県春日市原町 3－1－1 航空自衛隊春日基地
西部航空警戒管制団 基地業務群業務隊厚生班 石井（イシイ）
TEL 0 9 2－5 8 1－4 0 3 1（内線 2 8 7 2）

「航空自衛隊春日基地における自動販売機の設置及び経営」
募集要領

令和 5 年 1 0 月
西部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班

募集要領

1 概要

航空自衛隊春日基地において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (9) 本要領に掲げる事項のほか、別添1「仕様書」、別添2「国有財産使用許可書」に定める条項を遵守できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 航空自衛隊春日基地 北 地 区 福岡県春日市原町 3-1-1
- (2) 航空自衛隊春日基地 南 地 区 福岡県春日市春日公園 6-2
- (3) 航空自衛隊春日基地 飛行場地区 福岡県福岡市博多区大字東平尾 1024

4 設置期間

令和6年4月1日（月）～令和11年3月31日（土）

※ 必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 販売禁止品目
飲料のうち、アルコール飲料及びノンアルコール飲料は販売禁止とする。
- (3) 自動販売機の種類及び設置台数

ア 飲料自動販売機	32台
缶・ペットボトル	32台
内訳 北 地 区	20台

	南 地 区	6 台
	飛行場地区	6 台
イ	食品自動販売機	2 台
	食品	2 台
	内訳 南 地 区	1 台
	飛行場地区	1 台

※ 自動販売機の種類を問わず、電子マネーが使用可能なものとする。

※ 設置台数は施設の状況等により変更となる場合がある。

(4) 設置業者数

ア	飲料自動販売機 缶・ペットボトル	5 者以下
イ	食品自動販売機 食品	1 者

(5) その他

詳細は、別添 1 「仕様書」のとおり。

6 国有財産使用料

別紙様式 2 「申請書」に記載された提示額に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を加算した額とする。ただし、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管 1 号）により算定した額以上でなければならない。

令和 5 年度国有財産使用料 年額 15,964 円/㎡（消費税を除く。）

※ 上記は、令和 5 年度の単価であり、毎年度見直しを実施する。

7 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会）

参加を希望する業者は、令和 5 年 10 月 16 日（月）午後 5 時（必着）までに自動販売機公募説明会参加申込書（別紙様式 1）に業者名、氏名等を記入の上、以下の提出先まで手交、郵送又はメールにて申し込むこと。公募説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募への参加を認めない。

(1) 開催日時

令和 5 年 10 月 23 日（月）午後 1 時 30 分（午後 1 時から入門受付を開始し、入門受付した後、10 分前までに入室すること。なお、午後 1 時前の入門はできません。）

(2) 開催場所

航空自衛隊春日基地隊員食堂

(3) 携行品

身分証明書（顔写真付き）、募集要領

(4) 提出先

〒816-0804

福岡県春日市原町 3-1-1

西部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班 石井（イシイ）

メール：wacw-008@inet.asdf.mod.go.jp

8 応募手続等

(1) 申請書等の提出

下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに手交又は郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式 2） 1 部

設置及び経営を希望する自動販売機の種類に「○」をつけること。また、自動販売機等を設置する面積1平方メートルあたりに支払う国有財産使用料を年額（消費税を除く。）で提示すること。国有財産使用料は、設置場所を問わず同額とする。

(イ) 添付書類 正1部、写し16部

ただし、写しについては、公平な審査のため、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。具体的に削除する情報の一例は以下のとおり。

- ・応募業者名
- ・会社（団体）代表者名
- ・応募業者が特定される関連団体・付属組織等の名称
- ・会社（団体）の役員、業務従事者等の中で事業の関連業界等において著名な者で容易に応募業者が特定される者の氏名、写真
- ・会社（団体）の著作物（ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等）の中で、事業の関連業界等において広く知らせている者で、容易に応募業者が特定される者の氏名、写真

また、応募業者は過去の同種事業の受注実績については一切記載しないこととし、能力又は体制等が企画の履行能力を具体的に評価できる内容とすること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式3）
- b 企画提案書（自動販売機）（別紙様式4）
 - 会社概要及び以下の内容を記載又は資料を添付すること。
 - (a) 商品の供給体制
 - (b) 空き容器等廃棄物の回収及び処分方法
 - (c) 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無
 - (d) 省エネルギー・環境対策への取り組み
 - (e) 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能
 - (f) メンテナンス及びアフターサービス
 - (g) 営業所の営業時間及び営業所から航空自衛隊春日基地北地区、南地区及び飛行場地区までの各所要時間
 - (h) 福岡市及び春日市内での自動販売機台数（令和5年4月1日現在）
 - (i) 従業員管理及び人員配置
 - (j) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
 - (k) 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
 - (l) 営業方針（職員が利用する際の利点）
 - (m) その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 1部

- a 自動販売機の設置希望票（別紙様式5）
- b 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台当たりの年間消費電力（別紙様式6）
- c 自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品が分かる具体的な資料等

(エ) その他関係書類 各1部

応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙様式7）
- b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項

全部証明書)

※ 個人の場合は提出不要

※ 発行後3ヶ月以内のもの

c 営業経歴書(会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可。)

d 財務諸表

個人: 所得税青色申告決算書、確定申告書

法人: 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

※ 申請日直前1年以内に税務署に提出したもの

e 法人税又は所得税に関する納税証明書

個人: その3の2(「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。)

法人: その3の3(「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。)

※ 発行後3ヶ月以内のもの

f 会社概要(様式は問わない。上記c 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。)

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し(該当する場合のみ)

h 誓約書(別紙様式8)

i 役員名簿(別紙様式9)

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し(コピー)を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

自動販売機公募説明会参加申込書提出先と同じ

ウ 提出期限【厳守】

令和5年10月23日(月)午後4時~同年11月6日(月)午後5時

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき。

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさないとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

オ 防衛省(防衛省共済組合を含む。)に支払う国有財産使用料(防衛省共済組合のときは管理手数料等)及び光熱費等を滞納したことがある又はしているとき。

カ 別紙様式2「申請書」において、令和5年度国有財産使用料を下回る金額を提案したとき。

キ 令和6年度以降の国有財産使用料を支払うことができないとき。

ク その他、違背と認められる行為が確認されたとき。

(3) 提出書類の変更の禁止

原則、提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止とする。

9 業者選考及び設置場所の決定

(1) 提出された企画提案書等に基づく書類選考による総合的審査の上、評価の序列をつ

ける。その際、申請書に記載する国有財産使用料の提示額も審査の対象に含む。

なお、書類選考において審査により決しない場合には、別途指定する日時に抽選を行う。

- (2) 序列により設置業者及び設置場所を決定する。(ドント方式)

食品自動販売機については、評価が一番高い業者に決定する。

- (3) 決定業者発表後から業務履行開始日までの間に、決定業者の辞退及び失格等があった場合は、原則、次点の者を決定業者に繰り上げるものとする。

なお、決定結果については、異議を申し立てることができない。

10 業者決定後の提出書類

決定業者とされた者は、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに手交又は郵送にて提出すること。

なお、書式等の詳細は別途連絡する。

- (1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 上記アの面積が分かるもの

- (2) 提出先

自動販売機公募説明会参加申込書提出先と同じ

- (3) 提出期限

令和5年12月4日(月)午後4時～同年12月18日(月)午後5時

11 業者決定までのスケジュール

- (1) 公募説明会

令和5年10月23日(月)午後1時30分

- (2) 申請書の提出

令和5年10月23日(月)午後4時～同年11月6日(月)午後5時

- (3) 決定業者発表日時及び掲示場所

日時：令和5年12月1日(金)午前10時

場所：航空自衛隊春日基地正門掲示板及び春日基地HP

また、決定業者については個別連絡を実施する。

- (4) 決定業者説明会

日時：令和5年12月4日(月)午後1時30分

場所：航空自衛隊春日基地隊員食堂

12 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票(別紙様式10)を下記まで手交、郵送又はメールで提出すること。令和5年10月20日(金)までに提出された質問内容については、原則、公募説明会において回答する。

提出先：自動販売機公募説明会参加申込書提出先と同じ

自動販売機公募説明会参加申込書

- 1 日 時：令和5年10月23日（月）午後1時30分
（午後1時から入門受付を開始し、入門受付後、10分前までに入室すること。なお、午後1時前には入門できません。）
- 2 場 所：航空自衛隊春日基地隊員食堂
- 3 携行品：身分証明書（顔写真付き）、募集要領
- ※ なお、事前に参加申込書を提出していない業者及び説明会当日に遅刻又は欠席した場合は、いかなる理由があっても本説明会への参加を認めません。

説明会参加希望区分：飲料・食品（該当する一方又は両方に「○」で囲ってください。）

フリガナ	
業 者 名	

参加者①

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
現 住 所	
携帯電話番号	
メ ー ル	

参加者②

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
現 住 所	
携帯電話番号	
メ ー ル	

説明会当日、基地に乗入する車両がある場合については、記入してください。

運 転 者	
車 番	
車 種 / 色	

- ※ 参加者は2名以下、基地車両乗入は1台までとします。
- ※ 自動販売機公募説明会参加申込書の提出方法
提出先窓口、郵送又はメールで提出
（令和5年10月16日（月）17時必着）
提出先：西部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班 石井（イシイ）
メール：wacw-ses008@inet.asdf.mod.go.jp
- ※ 提出後、参加者等が変更になる場合は、速やかに連絡してください。

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊
西部航空警戒管制団司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

印

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メール

航空自衛隊春日基地において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 自動販売機の種類

以下の種類の自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望します。

機種	参加希望
飲料自動販売機	
食品自動販売機	

申請を行う機種に「○」を記入すること。

2 国有財産使用料の提示額

設置後は、以下の国有財産使用料を支払います。

年額 円／㎡（消費税を除く。）

※参考

令和5年度国有財産使用料

年額 15,964円／㎡（消費税を除く。）

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

企画提案書（自動販売機）

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

航空自衛隊春日基地における企画提案

(a) 商品の供給体制	
(b) 空き容器等廃棄物の回収及び処分方法	
(c) 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無	
(d) 省エネルギー・環境対策への取り組み	

(e) 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能

(f) メンテナンス及びアフターサービス

(g) 営業所の営業時間及び営業所から航空自衛隊春日基地北地区、南地区及び飛行場地区までの各所要時間

(h) 福岡市及び春日市内での自動販売機台数（令和5年4月1日現在）

(i) 従業員管理及び人員配置

(j) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法

(k) 衛生管理方法及び過去３年間の法令遵守状況

(l) 営業方針（職員が利用する際の利点）

(m) その他のアピールポイント

自動販売機の設置希望票

○飲料自動販売機

番号	設置場所		自動販売機及びゴミ箱 設置可能範囲 (幅×奥行：cm)		希望順位
1	北地区	合同庁舎 1 階（屋内）	120	80	
2		合同庁舎 2 階（屋内）	100	70	
3		施設隊	130	90	
4		管理隊	130	90	
5		西空庁舎右	80	90	
6		西空庁舎裏	130	90	
7		警務隊	130	80	
8		体育館、左	120	80	
9		体育館、右	120	80	
10		2 移通隊	100	70	
11		3 移警隊	120	80	
12		警衛所	100	70	
13		広報センター	130	90	
14		3 号隊舎 1 階（屋内）	130	80	
15		3 号隊舎 2 階（屋内）	130	80	
16		3 号隊舎 3 階（屋内）	130	80	
17		プール	130	90	
18		補給倉庫	130	90	
19		音楽隊	130	90	
20		テニスコート	130	80	
21	南地区	西防群庁舎左	110	90	
22		西防群庁舎右	130	90	
23		南地区（DC）局舎横	130	90	
24		4 収隊庁舎横	130	90	
25		南地区食堂	130	90	
26		南地区器材室	100	90	
27	飛行場地区	西司飛	120	90	
28		空輸ターミナル、右（屋内）	100	70	
29		空輸ターミナル、左（屋内）	100	70	
30		管理棟、左	100	70	
31		管理棟、右	100	70	
32		春へり隊	110	90	

○食品自動販売機

番号	建物	設置場所	自動販売機及びゴミ箱 設置可能範囲 (幅×奥行：cm)		希望順位
33	南地区	南地区器材室（屋内）	100	90	
34	飛行場地区	空輸ターミナル 2 階（屋内）	100	90	

※飲料自動販売機の設置を希望する場合、番号 1 ～ 32 まですべての希望順位を記載すること。

設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力

[illegible]

※行は適宜追加し、設置するすべての自動販売機について記入すること。

(記入例)

設置場所	機種・型番 (上段：自動販売機、 下段：ゴミ箱)	サイズ (幅×奥行)	年間消費 電力量 (1 台当たり)	備考
合同庁舎 1 階	〇〇-〇〇〇〇	1185mm×738mm	850kw	電子マネー対応
	〇〇〇〇	600mm×440mm		数量 2 個

電子マネー対応
数量 2 個

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊
西部航空警戒管制団司令 殿

「航空自衛隊春日基地における自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名 印

法人個人の別 個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メール

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う
おそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う
おそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

九州防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の氏名

令和 年 月 日

[illegible]

質問票

質問内容

業 者 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メ ー ル	

仕様書

1 業務件名

航空自衛隊春日基地における自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

自動販売機の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊春日基地における基地業務担当部隊等の長たる西部航空警戒管制団司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- （1）本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- （2）国有財産の使用許可は、九州防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- （3）次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
 - イ 丙が自己の都合による本業務の解除をしたとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （4）使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合、若しくは使用場所の変更を依頼された場合、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- （1）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （2）業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。
- （3）国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- （4）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機（転倒防止板等も含む）及び後述の空き容器回収箱（以下「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに一年分を一括して前納することとし、期日までに納入しなかった場合は、遅延金が発生するものとする。なお、使用許可期間を更新する場合における使用料についても同様の取扱いとする。

国有財産使用料については以下のとおり決定及び改定される。

- (1) 丙は、申請書（別紙様式2）に自動販売機等を設置する面積1平方メートル当たり
に支払う国有財産使用料の年額（消費税を除く。）を提示すること。
- (2) 丙が提示した国有財産使用料について、乙が算定した令和5年度国有財産使用料より下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。

令和5年度国有財産使用料

年額 15,964円/㎡（消費税を除く。）

- (3) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した令和6年度国有財産使用料（翌年2月頃決定）を下回った場合、乙の算定した令和6年度国有財産使用料を支払うものとする。

なお、上記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点の業者を候補者とする。

- (4) 次年度以降の国有財産使用料は以下のア～ウのうち最も高い金額とし、詳細については金額改定前に乙から連絡する。

ア 丙が申請書（別紙様式2）で提示した金額

イ 乙が算定した使用料（前年度国有財産使用料の1.2倍を上限）

ウ 前年度国有財産使用料の0.8倍

- (5) 丙が提示した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

7 光熱費等

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算出した本業務に要した光熱費等（電気料金）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した期日及び場所に光熱費等を持参して支払うものとする。指定した期日までに納付しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

8 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

9 設置条件

- (1) 丙は、原則として、「自動販売機の設置希望票」に示す設置可能範囲内に収まる自動販売機を設置すること。
- (2) 丙は、自動販売機の転倒防止（地震対策）のために転倒防止板の設置等、必要な措置を講じること。ただし、転倒防止板は設置基準面積内に収まらなくともよい。
- (3) 丙は、自動販売機を設置する前に現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。
- (4) 丙は、現地採寸の結果、設置基準面積を超える自動販売機を設置する場合又は提案した自動販売機を変更する必要がある場合は、甲と協議すること。
- (5) 丙は、自動販売機を設置する場合、設置可能範囲内に収まる適切な容量のゴミ箱を

最大２個設置すること。

(6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。

(7) 丙は、設置に当たり施設の改修が必要となった場合は、丙の負担において行うこと。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 使用許可期間

令和6年4月1日（月）～令和11年3月31日（土）

ただし、丙の申し出により甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

13 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛けること。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。

(3) 丙は、業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。

(4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。

(5) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。本業務の従事者に変更が生じる場合、従事者に変更となる1月前までに新たな従事者名簿を提出すること。また、甲及び乙が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。

(6) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

14 衛生等の保持

(1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

(2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

15 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本業務の履行上知り得た甲及び乙に関する情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の

- 目的に使用し、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとること。

16 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料に損害があった場合は、甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

17 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
- また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合及び故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

18 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。
- また、丙は、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、省エネタイプの機種を設置すること。
- (7) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用の子メーターを設置すること。
- (8) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
- また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (9) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (10) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努め、担当職員の指示に可能な限り従うこと。

- (11) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、自動販売機利用者又は甲及び乙からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (12) 丙は、原則毎週 3 回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (13) 丙は、原則 1 日 1 回以上空き容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空き容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。
また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空き容器が溢れることがないように回収の回数を増やすこと。
- (14) 丙は、電子マネーに対応する自動販売機の設置に当たり、電子マネーによる決済に支障をきたすことのないよう調査及び点検を適宜実施するとともに、利用者から要望又は苦情があった場合には、必要措置の検討について甲との協議に応じること。
- (15) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月 10 日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年 5 月末日までに甲に提出すること。
- (16) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従うこと。
- (17) 丙は、使用物件の全部又は一部を第三者へ譲渡若しくは転貸してはならない。
- (18) 丙は、自動販売機の設置に当たり、地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。

19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第 5 条第 2 号に該当する情報を除き開示するものとする。

20 その他

- (1) 本公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合航空春日支部において公募を実施する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

国 有 財 産 使 用 許 可 書

〇〇県〇〇市〇〇番地〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

防衛省所管国有財産部局長
防衛省大臣官房会計課長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付けをもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名
所 在
区 分 〇〇
数 量 〇〇〇〇m²
使用部分 別図のとおり
（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和○年○月○○日から令和○年○月○○日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○,○○○円）とする。

- 2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の遅延金利率は遅延起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又はその使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
 - (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業のように供するため必要が生じたときは、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
 - 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
 - 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
(原状回復)
- 第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。
(損害賠償)
- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
 - (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業のように供するため必要が生じたときは、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
 - 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
 - 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
(原状回復)
- 第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。
(損害賠償)
- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。